

野球場用地貸付案内書

申込受付期間：平成29年2月 1日（水）から
平成29年2月15日（水）まで
（午前9時～午後5時）

決 定 日：平成29年2月20日（月）
午前10時30分

貸 付 期 間：平成29年4月 1日（土）から
平成30年3月31日（土）まで

野球場用地貸付案内書

(貸付物件)

第1 貸付物件は、次のとおりです。

所在地：千葉市若葉区大井戸町901番ほか2筆

面積（登記簿面積）：13,603㎡

施設の概要：野球場用地

附属施設：テニスコート1面

休憩施設（シャワー・トイレ有り）

仮設トイレ ※汲取り

物置

夜間照明（テニスコートのみ）

井戸水（電気ポンプ式）※飲料水としての検査は受けていません。

電気 ※使用する場合は、利用者が電力会社と契約してください。

(貸付期間)

第2 貸付期間は、次のとおりです。

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）（1年間）

(貸付料)

第3 貸付料は、次のとおりです。

388,800円/年（税込）

(使用目的)

第4 使用目的は、次のとおりです。

野球又はソフトボール

(申込者の資格)

第5 申込者の資格は、次のとおりです。

(1) 自ら使用することを目的とし、年間を通じて確実に野球又はソフトボールを行うチームであること。

(2) 代表者及び責任者がおり、選手が9名以上いるチームであること。

ただし、代表者及び責任者が未成年者でないこと。

(3) 役員及び選手が暴力団員等でないこと。

(4) 管理等について、借受者の責任と費用において行うことができるチームであること。（当社は施設の老朽化等による修繕等は一切行いません。）

(申込資格の確認等)

第6 申込希望者は、指定の固定資産等貸付申請書(様式1)に必要事項を記入・押印のうえ、代表者の住民票の写し(法人にあつては定款、寄附行為又は規約の写し及び登記簿の謄本)その他必要な書類を添えて受付場所に直接持参してお申込みください。

なお、代表者は申請行為を委任することができることとしますが、委任できる者(代理人)は、チーム内の関係者である 下記 (3) ③「役員・選手名簿」に記載された、未成年を除く役員及び選手のみとします。

(1) 申込受付期間及び受付時間

受付期間 平成29年2月1日(水)から平成29年2月15日(水)

受付時間 午前9時～午後5時

(土曜日、日曜日、祝日の受付等はありません。)

(2) 申込受付場所

受付場所 千葉市中央区市場町7番9号

千葉県土地開発公社 2階 総務部総務課

連絡先 TEL 043(222)9104

(3) 申請に必要な書類

① 固定資産等貸付申請書(様式1)

② 代表者の住民票の写し(法人にあつては定款、寄附行為又は規約の写し及び登記簿の謄本)

③ 役員・選手名簿

④ 委任状(様式2)(委任する場合のみ)

⑤ 申請者(代表者又は代理人)の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)

(注1) 提出された書類は、返却しません。

(注2) 提供いただいた情報は、法令により請求された場合を除き第三者に開示又は提供することはありません。

(現地案内等)

第7 申込者は事前に現地の確認を行ってください。

事前に申込みいただければ、平成29年2月10日(金)午後2時に現地案内を行います。

(借受者の決定方法)

第8 借受者の決定方法は、次のとおりです。

- (1) 申込の代表者立会いのうえ、借受者を決定します。
- (2) 申込者が二者以上あるときは、直ちに抽選（代表者又は代理人によるくじ引き）によって決定します。
- (3) 代表者は立会い及び抽選行為を委任することができることとしますが、委任できる者（代理人）は、チーム内の関係者である 第6（3）③「役員・選手名簿」に記載された、未成年を除く役員及び選手のみとします。

なお、代理人（委任できる者）は、複数のチームの代理人となることはできないこととします。（同一人物が複数のチームから委任を受けることはできません。）

また、立会い及び抽選時に、複数のチームの代理人となっている場合は、代理人として委任したそのチームは、その場で失格とし、以後の立会い及び抽選に参加することができないものとし、直ちに、決定場所から退席していただきます。

(4) 決定日時・場所

日時 平成29年2月20日（月） 午前10時30分

場所 千葉市中央区市場町7番9号

千葉県土地開発公社 2階 大会議室

(5) 立会い時に必要な書類

- ① 代表者又は代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ② 委任状（様式3）（委任する場合のみ）

（注1）提出された書類は、返却しません。

（注2）提供いただいた情報は、法令により請求された場合を除き第三者に開示又は提供することはありません。

(契約)

第9 当社が指定する日までに借受者の代表者と賃貸借契約を締結していただきます。

(貸付料の支払方法)

第10 貸付料の支払方法は、次のとおりです。

賃貸契約締結後、当社が指定する期日（年4回）までに、指定する口座に入金していただきます。

振込手数料については、借受者にてご負担いただきます。

(その他)

第11 その他注意事項は、次のとおりです。

- (1) 重複して申込みことは、出来ません。
- (2) 使用目的以外での使用及び第三者への転貸は禁止します。
ただし、公共団体に一時的に公共利用させる場合は除きます。
- (3) 使用にあたっては、責任者の立ち会いのもとに行ってください。
- (4) 樹木の伐採等が必要な場合においては、当社の許可を得てから行ってください。
- (5) 貸付期間終了時には、原状回復していただきます。
- (6) 当社は、利用の状況を、借受者に通知することなく、現地等で確認する場合があります。

固定資産等貸付申請書

平成 年 月 日

千葉県土地開発公社理事長 様

チーム名

代表者 住所

氏名

㊟

TEL

代理人 住所

氏名

㊟

TEL

次のとおり貸付けを受けたいので申請します。

1 貸付けを受けようとする固定資産等

(1) 所在地 千葉市若葉区大井戸町901番ほか2筆

(2) 区分 土地

(3) 種目・構造 野球場用地、附属施設

(4) 数量 13,603㎡

2 使用目的

私達チームは、年間を通じて確実に_____を行います。

(※注)

(※注) 下線部に「野球」又は「ソフトボール」のどちらかを記入してください。

3 貸付許可期間

平成29年4月 1日から

平成30年3月31日まで 1年間

(様式2)

委任状

平成 年 月 日

千葉県土地開発公社理事長 様

チーム名
代表者 住所
氏名

印

私は都合により、チーム関係者である 役員 ・ 選手 (※注)

_____を代理人と定め、

野球場用地貸付申込に関する一切の権限を委任いたします。

(※注) 未成年者に委任することはできません。

(様式3)

委任状

平成 年 月 日

千葉県土地開発公社理事長 様

チーム名
代表者 住所
氏名

印

私は都合により、チーム関係者である 役員 ・ 選手 (※注)

_____を代理人と定め、

野球場用地**借受者決定の立会い及び抽選**に関する一切の権限を委任いたします。

(※注) 未成年者に委任することはできません。

(注) 代理人は複数のチームから委任を受けることはできません。